

鳥取市測量等業務最低制限価格実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する測量等業務の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び鳥取市契約規則（昭和39年4月30日鳥取市規則第3号。以下「規則」という。）第12条の2（規則第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格を適用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「測量等業務」とは、測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの各業務をいう。

(適用対象業務)

第3条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。以下同じ。）が50万円以上の測量等業務の競争入札について適用する。ただし、その測量等業務の性質上最低制限価格を適用することが適当でないものとして市長が指定するものを除く。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、競争入札の予定価格が、500万円未満の場合については固定型最低制限価格（以下「固定型」という。）とし、500万円以上の場合については変動型最低制限価格（以下「変動型」という。）とする。ただし、特殊な測量等業務でこれにより難しい場合は、この限りでない。

2 最低制限価格の算出方法は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 固定型 予定価格の算出の基礎となった設計額のうち、別表に掲げる測量等業務の区分に応じ、同表の1の欄から4の欄までに掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）
- (2) 変動型 予定価格の制限の範囲内かつ予定価格の算出の基礎となった設計額のうち、別表に掲げる測量等業務の区分に応じ、同表の1の欄及び2の欄に掲げる額の合計額（以下「直接業務費」という。）以上で有効な入札を行った者（以下「有効入札者」という。）の入札金額の平均額に10分の9.5を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り捨てる。）又は直接業務費の額のいずれか高い額。ただし、有効入札者の数が5に満たない場合は、直接業務費の額とする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、しないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者に決定する。

(最低制限価格適用の通知又は公告)

第6条 最低制限価格を適用するときは、次の事項を指名競争入札通知書又は入札公告等に明示するものとする。

- (1) 最低制限価格を適用する旨
 - (2) 固定型又は変動型のいずれを適用するかの特
 - (3) 最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、落札者とならない旨
- (入札の執行)

第7条 最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。この旨は、当該測量等業務に係る一般競争入札の入札説明書及び指名競争入札の入札説明書に記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

2 入札参加者全員が失格となる場合は、当該入札を打ち切るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成30年5月1日以後に入札が執行される測量等業務から適用し、同日前に入札が執行されるものについては、なお従前の例による。

(鳥取市測量等業務最低制限価格試行要領の廃止)

3 鳥取市測量等業務最低制限価格試行要領（平成20年6月1日施行）は、平成30年4月30日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和元年10月1日以後に入札が執行される測量等業務から適用し、同日前に入札が執行されるものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和7年4月1日以後に入札が執行される測量等業務から適用し、同日前に入札が執行されるものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

業務区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務1	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務2	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務1	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務2	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

注1：「土木関係コンサルタント業務1」及び「補償関係コンサルタント業務1」は、「その他原価」と「一般管理費等」を用いて積算する場合に適用。

注2：「土木関係コンサルタント業務2」及び「補償関係コンサルタント業務2」は、「技術経費」と「諸経費」を用いて積算する場合に適用。